

(別表 1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 2 年 1 月 3 1 日作成)

法令名	果樹農業振興特別措置法
根拠条項	第 3 条第 1 項
許可等 の種類	果樹園経営計画の認定
法令の定め	第 3 条 第 2 条の 3 第 5 項の規定による提出があった果樹農業振興計画に係る都道府県の区域内において果樹を栽培しているか、又は栽培しようとする農業者は、政令で定めるところにより、果樹園経営計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、その果樹園経営計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。
審査基準	○ 審査基準を定めていない理由 認定の判断に必要とされる基準が、農林水産省で定める法令等（「果樹農業振興特別措置法」及び「果樹農業振興特別措置法第 3 条、第 4 条及び第 4 条の 2 の規定に基づく果樹園経営計画の作成及び認定並びに当該果樹園経営計画に係る資金の融通に関する取扱要領」）において、具体的に規定し尽くされていないため、審査基準を設定していない。
標準処理期間	総 期 間 日・月 ( ) 経由機関 日・月 ( ) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 日・月 ( ) ※ 標準処理期間を定めていない理由 果樹園の経営規模や品種構成などの経営状況によって審査に要する期間が変動するため、標準処理期間は設定していない。
処分担当課	農政部生産振興局農産振興課（花果樹係） （電話番号：011-204-5436）
申請先	各市町村
問い合わせ先	農政部生産振興局農産振興課（花果樹係） （電話番号：011-204-5436）
備考	(公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsk/shinsakijun.html">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsk/shinsakijun.html</a> )